

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>生野高等学校</p>	<p>校長等は週休日に勤務を命じた場合には、原則として週休日の振替で対応しなければならないが、下記職員に週休日の勤務を命じた際に振替の登録が行われていなかった。 また、職員も週休日の振替の登録の確認を失念していた。</p> <table border="1" data-bbox="468 659 1139 800"> <thead> <tr> <th>教育職員</th> <th>週休日の勤務命令日</th> <th>勤務命令時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年3月12日 (土)</td> <td>7時間45分</td> </tr> </tbody> </table>	教育職員	週休日の勤務命令日	勤務命令時間	A	令和4年3月12日 (土)	7時間45分	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (週休日の振替等) 第4条 任命権者は、職員に前条第1項、第3項又は第5項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同条第2項から第5項までの規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち3時間45分若しくは4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該3時間45分若しくは4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>【府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】 (週休日の振替等) 第7条 条例第4条(週休日の振替等)(中略)については、校長が、これを行う。</p> <p>【府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の施行について(通達)】(職内第14号 昭和41年1月17日 大阪府教育委員会教育長) 7 第7条関係 (1) 条例第4条の規定による週休日の振替は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。 ウ 週休日に全日勤務を命ずる場合は他の全日勤務日と振り替えるものとし、半日勤務を命ずる場合は他の半日勤務日との振替又は半日勤務時間の割振り変更をするものとする。(以下略)</p>	<p>未登録となっていた週休日の振替については、登録を行った。 検出事項の原因は、週休日の振替を取得したか十分な確認を行っていなかったことにある。 再発防止策として、関係職員に、週休日に勤務を行う際は振替登録を漏れなく行うように周知するとともに、直接監督責任者は、SSCでの確認を徹底することでチェック体制を強化し、適正な事務処理を行う。</p>
教育職員	週休日の勤務命令日	勤務命令時間							
A	令和4年3月12日 (土)	7時間45分							

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年5月26日)